

三木町学校給食センター整備等事業

特定事業の選定について

三木町（以下「町」という。）は、令和4年1月7日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、三木町学校給食センター整備等事業に関する実施方針を公表した。今般、PFI法第7条の規定により、三木町学校給食センター整備等事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和4年2月14日

三木町長 伊藤 良春

1. 事業の概要

(1) 事業名称

三木町学校給食センター整備等事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設の管理者の名称

三木町長 伊藤 良春

(3) 事業内容

本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が以下の業務を実施するものとする。

- ① 三木町学校給食センター（以下「新学校給食センター」という。）の設計及び建設・工事監理等に関する業務（配送校の配膳室等の改修を含む）
- ② 新学校給食センターの維持管理に関する業務

(4) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき町が事業者と締結する契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、新学校給食センターの設計・建設等の業務を行い、町に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書に定める事業期間中、維持管理業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 21 年 7 月 31 日までとする。

(6) 公共施設等の立地条件及び規模

- ① 事業用地：香川県木田郡三木町大字鹿庭乙 255 番地
鹿庭コミュニティセンターグラウンド部分等
- ② 敷地面積：約 5,590 m²（概算）
- ③ 調理能力：2,200 食／日（アレルギー対応食 30 食／日を含む）

(7) 事業の対象範囲

1) 設計業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査、電波障害調査業務等）
- ② 設計業務
- ③ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ④ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2) 建設・工事監理業務

- ① 新学校給食センターの建設業務

- ② 厨房機器等の調達及び設置業務
- ③ 什器・備品等の設置業務
- ④ 食器・食缶等の調達業務
- ⑤ 配送校の配膳室等の改修業務
- ⑥ 工事監理業務
- ⑦ 近隣対応・対策業務
- ⑧ 電波障害対策業務
- ⑨ 本事業に伴う各種申請等業務
- ⑩ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ③ 外構等維持管理業務
- ④ 環境衛生・清掃業務
- ⑤ 警備保安業務
- ⑥ 修繕業務（大規模修繕を除く）
- ⑦ 本事業に伴う各種申請等業務
- ⑧ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2. 事業の評価

町の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 町の財政負担見込額による定量的評価

1) 町の財政負担額算定の前提条件

本事業を町が自ら実施する場合及び PFI 法に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は町が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定の前提条件

	町が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費等） ② 維持管理費 ③ 地方債の償還に要する費用	① サービスの対価（調査・設計費、建設工事費、工事監理費、什器・備品整備費、維持管理費、割賦手数料、融資組成手数料等） ② アドバイザー費用 ③ モニタリング費用 ④ 地方債の償還に要する費用 ⑤ 事業者からの税収（町税）を調整
共通事項	① 事業期間：約 16 年 9 ヶ月（設計・建設：1 年 9 ヶ月、維持管理：15 年） ② 割引率：0.5% ③ インフレ率：考慮しない	
資金調達に関する事項	① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金） ② 地方債（公的資金） 学校教育事業債 ・ 償還期間 15 年（元本据置 3 年） ・ 元利均等償還（年 2 回） 地方単独事業債 ・ 償還期間 15 年（元本据置 3 年） ・ 元利均等償還（年 2 回） ※ 調達金利は、直近の政府資金金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定 ③ 一般財源	① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金） ② 地方債（公的資金） ・ 町が自ら実施する場合と同一条件 ③ 事業者の自己資金 ④ 民間金融機関借入金 ・ 償還期間 15 年 ・ 元利均等償還（年 4 回） ※ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定
設計及び建設・工事監理に関する費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	町が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理に関する費用	他事例の実績等を勘案して設定	町が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

2) 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、町が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の町の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

	町が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	2,891.4 百万円	2,799.8 百万円
指数	100.0	96.8

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

1) 配送校の配膳室等の改修を含めた、迅速かつ効率的・効果的な施設整備

新学校給食センターの設計、建設、維持管理に関する業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達能力等が最大限に発揮される。事業者自らが設計及び建設することで、複数の配送校の配膳室等の改修も含め、限られた期間内に効率的かつ効果的に新学校給食センターを整備できることが期待できる。また、長期にわたる維持管理も事業者が行うことで、予防保全による良好な施設状態の維持、環境負荷やランニングコストの低減も含めて、学校給食を安全・安心に提供できる施設を効率的・効果的に整備・維持管理することが期待できる。

2) リスク分担の明確化による安定した維持管理

PFI 事業として実施する場合、想定可能なリスクについて、町と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑に遂行され、安定かつ効率的な維持管理が期待できる。

3) 財政支出の平準化

町が自ら実施する場合は、設計・建設段階で一時に多額の財政負担が発生するが、これに対して、PFI 事業として実施する場合は、設計・建設工事費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として、長期にわたる維持管理期間を通じて事業者により一定額ずつ支払うこととなるため、新学校給食センターの設計・建設に係る町の財政支出の平準化が期待できる。

(3) 総合評価

本事業は PFI 事業として実施することにより、町が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた町の財政負担額について、約 3.2%の削減を期待することができる。また、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。